

関東ゴルフ連盟

男子 月例競技参加規定

19 年 10 月改正

1. **目的** 本競技の目的は、一に模範的アマチュアゴルファーの育成にある。参加する者は、単に成績を競うだけでなく、競技を通じて、エチケット、マナー、ルールを研修し、技倆を研鑽し、良き指導者としてのプレーヤーを目指さなければならない。
2. **競技** 18 ホール・ストロークプレー。1 位がタイの場合は、次回の月例競技と兼ねてプレーオフを行なう。次回の月例競技と兼ねてのプレーオフが出来ない場合は、委員会規定により優勝者を決定する。
3. **参加資格** 1.JGA ハンディキャップ 3.4 までの関東ゴルフ連盟加盟正会員倶楽部会員
(正会員、平日会員)で満 16 歳以上(もしくは高校生以上)のアマチュアゴルファーに限る。
2.月例競技委員会特別承認者。
18 歳未満および高校生の参加については初参加時に必ず親権者の参加承諾書を提出すること。
4. **申込方法** 所属倶楽部、団体を通じて申込むこと。 申込みは関東ゴルフ連盟ホームページ (www.kga.gr.jp) にて行い、郵送、電話、ファクス、メール等での申込は一切受け付けない。
5. **申込期間** 申込開始日 10：00 より締切日 17：00 までとする。申込開始日は締切日 1 ヶ月前を基準、締切日は競技日 14 日前を基準とする (詳細はホームページに掲載)。尚、締切り以降は受付けない。
6. **参加料** 8,400 円 (内消費税 400 円)。ただし学生は 5,250 円 (内消費税 250 円)。
競技日当日選手個人が開催倶楽部窓口で支払う。欠場者は直接徴収する。
7. **賞** 5 位までを入賞とする。優勝者は優勝杯を保有する名誉を得る。但し 2、3、4、5 位にタイのある場合は同位の賞品を与える。月例成績のポイントで年間最高得点をあげた者には年間最高得点賞を与える。

月例競技参加規定細則

1. 参加人数について

(1) 競技の成立

参加者が 20 名に達しない場合は競技不成立とする。

(2) 参加人数の制限

a. 4 月度～9 月度は、110 名以内を原則とする。

b. 10 月度～3 月度は、100 名以内を原則とする。

(3) 制限方法

上記人数を越えた申込があった場合には、本競技開催目的を考慮して初参加者を優先する。すでに複数回出場している者の参加については

a. 当該年度獲得ポイント上位者を優先する。

b. 過去 2 回の競技において、いずれも出場制限のため出場できなかった者を優先する。

c. 過去 11 回の競技の実績で出場回数の多い者を優先する。

d. 上記以外の対象者が生じた場合は受付先着順とする。

2. キャンセル待ち

(1) 実施の条件

月例競技委員会で定める各月の定員より多くの申込みがあり、出場制限をした競技に限る。

(2) 適用される条件

参加を希望する競技の申込締切りまでに申込みを完了したが、定員オーバーのため出場できない選手に対して適用される。したがって、たとえキャンセル待ちを実施した競技であっても締切り以降に申込みがあった選手は、キャンセル待ちの対象とはしない。

(3) ウェイティングする選手の出場優先順位

第 1 優先：当該年度の獲得ポイント上位者

第 2 優先：過去 2 回の競技において、いずれも出場制限のため出場できなかった者

第 3 優先：過去 11 回の競技実績で出場回数の多い者

第4 優先：申込み受付先着順

（注1）第4 優先まで考慮しても優先順位が決まらない場合は、抽選で出場選手を決定する。

（注2）第3 優先について、「出場回数」とは公式記録として18 ホールのスコアが記録されている場合出場とみなす。したがって、申込みはしたが欠場した場合や、競技日にプレーはしたが棄権や失格となった場合は出場回数に含まれない。

（注3）第3 優先について、「過去11 回の競技」とは「競技成立となった過去11 回の競技」のことを指す。したがって、悪天候等で競技不成立の場合は「過去11 回」の中には含まれない。

(4) 欠場者が再出場する場合について

欠場を申し出た選手が再び出場を希望する場合は、ウェイティング出場優先順位の最下位としてキャンセル待ちをすることとする。但し、キャンセル待ちを実施していない競技の場合は、そのまま自己の組合わせおよびスタート時間に復帰できる。

(5) 適用された場合の選手への連絡

競技日より、1 関東ゴルフ連盟営業日前（以下、営業日とする）までに適用された場合は、直接選手に電話にて連絡する。したがって、ウェイティングしている選手は携帯電話等、常に連絡が取れる電話番号を関東ゴルフ連盟に連絡しておくべきである。1 営業日前の17:00 までに連絡が取れない場合は、その選手の出場は見送り、次位の選手を繰り上げる。

(6) 参加料について

キャンセル待ちが適用された時点で出場選手とみなし参加料が発生する。したがって、本規定により出場することとなった選手が出場を取りやめた場合も参加料は徴収する。

3. 締切り後の参加取消し

競技前日迄に届け出た者は1 回、当日届け出た者は2 回の出場停止とする。また、参加料を徴収する。

4. 開催倶楽部到着時刻の規制

競技当日、開催倶楽部には、組合わせ表に定められた自己のスタート時刻の30 分前までに到着し、直ちに所定の参加者名簿に署名しなければならない。これに違反した場合は1 回の出場停止とする。

5. 参加資格喪失

次の各項に該当する場合は、それぞれ参加資格を失う。

(1) 欠場、早退の場合

- a. 無断欠場者は、7 回の出場停止とする。
- b. 競技終了後のミーティングを早退した者は1 回、無届の者は3 回の出場停止とする。

(2) 競技成績による場合

- a. 66 位以下は1 回、91 位以下は2 回出場停止とする。
- b. 棄権者および失格者は2 回出場停止とする。
- c. 優勝ストロークから18 ストローク以上離れた者は2 回出場停止とする。

(3) 本競技の目的にいちじるしく反した者。

6. 月例通算成績によるシード

各月の競技成績により1 位25 点から順次25 位1 点までポイントをつけ、この年間集計ポイントにより、() 上位25 位タイまでは翌年の関東アマチュアゴルフ選手権、() 上位5 位タイまでは翌年の関東ミッドアマチュアゴルフ選手権、() 上位3 位タイまでは翌年の関東シニアゴルフ選手権、の予選を免除する(()、() については各競技の年齢制限を満たしている者を対象)。尚、()、() については他のカテゴリーで得たシード保持者を除くものとする。

7. 優勝杯の保管

優勝者は、優勝杯の保管、輸送についての責任をもつものとする。

8. 参加申込みおよび取消しに関する責任の所在

参加申込みおよび取消す場合は、所属倶楽部を通じて行ない、最終責任は本人が負うこと。

9. 上記条項に関する特殊事情については、委員会にて検討、決定して運用する。

本競技の年度は、毎年1 月より12 月までである（本参加規定の実施は20 年1 月度よりとする）。